

第1回 5月17日(水) 18:30～20:30

ハラスメント

講師：小谷成美 弁護士

ハラスメントは、社会問題としても広く認識されるようになった今も、依然として、多くの相談や被害の報告があります。ハラスメントに該当するのかが判断が難しいケースもありますし、相談を受けても、証拠が不十分であるなどの理由で、訴訟を断念せざるを得ないこともあります。

ハラスメントの訴訟の経験豊富な講師より、どのようなケースであればハラスメントに該当するのか、どのような証拠があれば責任追及が可能か、効果的な争い方は何か、実践的な解説を行います。

小谷弁護士自己紹介：2009年弁護士登録。

解雇・雇止め・降格・残業代・労災・懲戒取消等労働事件を多数手がけています。ハラスメントについても、これまで多くのご相談を受け、問題解決のための交渉、労災申請、訴訟等を担当してきました。

第2回 5月31日(水) 18:30～20:30

雇止め

講師：今山 武 弁護士



「有期契約が何度も更新されていたのに、突如更新拒絶された」というケースを一度は聞いたことがあるかと思います。有期契約が期間満了により終了した場合（雇止め）、労働者側から雇用の継続を主張することはできないのでしょうか。

本講座では、基本的知識を確認し、雇止めされた場合や不更新条項がある場合の争い方など、雇止めや有期雇用契約に関する法規制（労働契約法第17条～第19条）について、実務上重要な裁判例及び近時の裁判例の傾向を踏まえた解説を行います。

今山弁護士自己紹介：2011年弁護士登録。

特定の分野に特化することなく一般民事事件・刑事事件を取り扱っている、いわゆる「マチ弁」です。

1. 受講方法

- (1) WEB受講：先着100名
- (2) 大阪労働者弁護団事務所受講：先着5名（事務所受講は賛助団体の方に限ります）
※メールまたはQRコードで下記をご記入の上、お申し込みください。（lala-osaka1975@nifty.com）
〔お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと〕

2. 受講料：各回1300円

※賛助団体所属の方は各回800円（お申し込み時に必ず所属団体名をご記入ください）
（賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えてくださっている団体）

お申し込みをくださった方に受講料振込口座をお知らせいたしますので、
5月10日までに振り込んでください。

入金が確認された方には、受講日の前日までに参加URLと資料をお送りいたします。

※いったんお支払いされた受講料は、原則として返金できません。

